四日市市告示第178号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定 める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

	四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱	(平成11年四日市市告示第358号
)	の一部を次のように改正する。	

改正後

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 中小製造業者 中小企業者のう ち、製造業を営むものをいう。
 - (3)及び(4) (略)
 - (5) 主たる事業所 国内における従業 員総数の2分の1以上の従業員が常 時勤務している事業所をいう。
 - (6) 主たる研究所 国内において研究 開発に従事する従業員総数の2分の 1以上の従業員が常時勤務している 拠点をいう。
 - (7) 従業員 補助金の交付の対象とな る企業に直接雇用されている者(派 遣社員等を除く。)をいう。

改正前

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 中小製造業者 中小企業者のう ち、製造業を主たる事業として営む ものをいう。
 - (3)及び(4) (略)

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、主たる事業所又は研究所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者とする。

(交付申請)

第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 補助対象期間は、補助金交付決定 日から1年以内とし、原則、年度を 超えて実施することはできない。た だし、申請する事業が翌年度も実施 されると見込まれる場合は、翌年度 において本事業に係る交付申請がで きるものとする。この場合、補助対 象期間は、当初に交付決定を受けた 年度から起算して2年間を限度とす る。

4及び5 (略)

附則

- 1及び2 (略)
- 3 この要綱は、第15条及び第16条 の規定を除き、<u>令和5年3月31日</u>限 り、その効力を失う。ただし、この要 綱の失効前に交付決定された事業につ いては、なお従前の例による。

別表第2(第4条関係)

(1) 及び(2) (略)

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、<u>主たる事業所</u>を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者とする。

(交付申請)

第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の申請は、同種の補助対象 事業につき1回とする。ただし、成 長分野への新規参入事業について、 次条第1項の規定により交付決定を 受けた事業がその交付決定の日の属 する年度内に完了しないときは、2 回を限度とする。

4及び5 (略)

附則

- 1及び2 (略)
- 3 この要綱は、第15条及び第16条 の規定を除き、<u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この 要綱の失効前に交付決定された事業に ついては、なお従前の例による。

別表第2(第4条関係)

(1) 及び(2) (略)

- (3) 原材料・部品等購入費:研究開発 にかかる原材料及び副資材の購入に 要する経費
- (4)機械工具費:機械又は工具の試作、改良に要する経費機械又は工具の購入、借用、据付、又は試運転に要する経費
- (5) から(9) まで (略)

- (3) 原材料・部品等購入費:原材料及 び副資材の購入に要する経費
- (4)機械工具費:機械又は工具の試 作、改良、購入、据付又は借用に要 する経費
- (5) から(9) まで (略)

改正前

別表第3(第5条関係)

補助対象事業	自社研究開発事業	成長分野への新規参入事業
補助上限額	補助対象事業につき200万	補助対象事業につき400万
	Н	円
		補助対象経費が500万円以
補助率	補助対象経費の 1/2 以内	内の場合は 1/2 以内、補助対
無 切 平		象経費が500万円を超える
		場合は 2/3 以内
件数の限度	日本標準産業分類の小分類の	日本標準産業分類の小分類の
	区分につき原則2件までとす	区分につき原則2件までとす
	る	る

改正後

別表第3 (第5条関係)

刊衣弟 3 (弟 3 年		
補助対象事業	自社研究開発事業	成長分野への新規参入事業
補助上限額	補助対象事業につき200万	補助対象事業につき400万
	円	円
補助率		補助対象経費が500万円以
	補助対象経費の 1/2 以内	内の場合は 1/2 以内、補助対
	注:2か年計画の場合は、各	象経費が500万円を超える
	年200万円を限度とし、2	場合は 2/3 以内
	か年で合計400万円までと	注:2か年計画の場合は、各
	<u>する。</u>	年400万円を限度とし、2
		か年で合計800万円までと
		<u>する。</u>
件数の限度	日本標準産業分類の小分類の	日本標準産業分類の小分類の
	区分につき原則2件までとす	区分につき原則2件までとす
	る	る

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)